

事務専決並びに代決規程

（平成 3年 3月28日 規程第5号）
改正 平成 5年12月27日規程第3号
改正 平成12年 3月27日規程第3号
改正 平成24年 3月26日規程第3号

事務専決並びに代決規程（昭和 5 8 年規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、北空知広域水道企業団の事務を速やかに処理するため、指定する職員に、それぞれ事務の一部を企業長に代わって処理させることを目的とする。

（専決事項）

第2条 事務局長及び次長は別表第1に掲げる事項を専決することができる。

2 事務局長及び次長は前項に定めのない事項であっても、その専決に属する事務に準ずると認められるものについては、これを専決することができる。

（専決事項の特例）

第3条 前条に規定する専決事項であっても、特に上司の指示のあるもの、重要又は異例に属するものと認められる事務については、企業長の決裁を受けなければならない。

（事務の代決）

第4条 第2条に規定する専決事項について、専決者が不在のときは、別表第2の定めるところにより、代決を行うことができる。

（代決の禁止）

第5条 代決すべき事項が次の各号の一に該当するものについては代決することができない。ただし、あらかじめ上司の承認を受けていたものは、この限りでない。

（1）当該事項の重要度に応ずる緊急性がないと認められるもの。

（2）新たな計画に関するもの。

（代決後の処理）

第6条 第4条の規定により代決した者は、代決者がその文書に「後閲」と朱書しなければならない。ただし、代決者において軽易な事務であり、その必要がないと認められたものについてはこの限りでない。

2 前項の規定により「後閲」とされた文書は起案者において、速やかに上司の閲覧に供さなければならない。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月27日規程第3条）

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日規程第3号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日規程第3号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事務の種類 / 専決区分	事務局長	次 長
1. 庶務に関する事項 (1) 方針の決定している事業経営に関すること (2) 公簿の閲覧・証明 (3) 通知・督促・請求・申請・届出・照会・ 依頼・回答・報告・意見の具申・進達等 (4) 公印の管守 (5) 文書の收受・発送 (6) 文書の保存・廃棄 (7) 公告及び告示 (8) 広報・統計	○ 重要 軽易 重要	○ 軽易 ○ ○ ○ 軽易
2. 給与・服務・研修等に関する事項 (1) 出勤簿の確認 (2) 管内出張命令・時間外勤務命令及び特殊 勤務命令 (3) 出張命令及び復命（道内） （道外） (4) 休暇の承認 (5) 職務専念の免除 (6) 臨時職員の任用 (7) 公務災害の認定 (8) 手当支給に係る認定 (9) 職員の福利厚生及び研修の実施 (10) 身分証明書の発行	次長以下 次長以下 次長以下 次長以下 ○ ○	○ ○ 係長以下 係長以下 ○ ○ ○
3. 財務に関する事項 (1) 不用品の売却処分 (2) 貯蔵品の受払い (3) 財産の取得・処分・貸与等 (4) 寄付の受理（負担付寄付を除く。） (5) 不動産の登記・嘱託 (6) 一時借入金及び企業債の借入・借換・償還 (7) 交際費の支出決定 (8) 食糧費の支出決定 (9) 予算の流用 (10) 予備費の充用 (11) (6)の支出命令以外の支出命令 (12) 庁舎及び車輛の管理	100万円以下 重要 重要 ○ ○ ○ 2万円超 50万円以下 50万円以下	20万円以下 ○ 軽易 軽易 ○ ○ 2万円以下 10万円以下 10万円以下 ○ ○
4. 支出負担行為に関する事項 (1) 物件の購入及び修繕 (2) 貯蔵品の購入 (3) 工事用資材の購入 (4) 緊急修繕に係る支出負担行為及び支出命令 (5) その他の支出負担行為	1,000万円以下 500万円以下 2,000万円以下 500万円以下	130万円以下 130万円以下 130万円以下 ○ 50万円以下

第1章 総則（事務専決並びに代決規程）

5. 工事請負に関する事項（委託業務を含む。）		
（1）施行伺・契約伺・検定調書・受渡書	2,000万円以下	130万円以下
（2）監督員の任命・着手届・工程表・主任技術者届・現場代理人届・検定員の任命・完成結果通知書等	130万円超	130万円以下
（3）予定価格の設定	2,000万円以下	130万円以下
（4）入札・契約保証金の納入及び還付		○
（5）業務の受・委託	重要	軽易
6. 調定・徴収に関する事項		
（1）収入金の調定・徴収		○
（2）供給水量の認定		○
（3）減免水量の認定	10万円以下	
7. 浄水場の管理に関する事項		
（1）運転管理		○
（2）水質管理		○
（3）監視業務等に従事する者の勤務命令		○

別表第2（第4条関係）

決裁責任者	代決することが出来る者	
	決裁責任者が不在のとき	決裁責任者及び左欄に掲げる者がともに不在のとき
企業長	事務局長	次長
事務局長	次長	事務長又は技術長
次長	事務長又は技術長	主幹、副主幹又は主管係長